

2025年2月12日

飯田市議会  
議長 熊谷 泰人 様

飯田市鼎西鼎 581

飯田下伊那地区労働組合連合会

議長 伊壺 一輝



紹介議員 市瀬 芳明

## 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願書

### 【請願の趣旨】

長引く物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活苦は深刻です。

2024年の地域別最低賃金改定によって、最高額の東京が時給1,163円、長野県は998円、最低額の秋田県は951円となり、最高額との格差は212円もあります。長野県と東京都では、時給で165円、年収で約34万円もの格差があります。最低賃金の地域間格差が、人口の一極集中や若者の都市部への流出の要因にもなっています。

私たちが全国28の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」では、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するためには、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であり、最低生計費には地域による格差がありません。さらに、この間の物価高騰のもとでは、月額25万円（時給1,700円）が必要との結果も出ています。最低賃金の全国一律「1,500円以上」を実現することで、誰でも、どこでも普通に働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。先に行われた衆議院解散総選挙でも、主要政党の多くが最低賃金1,500円の実現を公約しており、最低賃金の大幅引き上げは党派を超えた国民的課題となっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素、「その地域の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額が決められます。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状をもとに最低賃金額が決められるため、低いままとなります。

また、最低賃金の引き上げにあたっては、中小企業、小規模事業所に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。中小企業・小規模事業所が最低賃金の引き上げに対応できる財政上・税制上の特別な支援策、必要な財政措置の拡充・強化が必要と考えます。

以上の趣旨から、貴議会において、下記の事項について意見書を提出していただけるようお願いします。

## 記

1. 全国どこでも人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金について早期に1,500円以上を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げが円滑にでき、経営の継続と雇用を守れるように、中小企業、小規模事業所への支援策を拡充・強化すること。

以 上

<意見書案>

## 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

長引く物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活苦は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのため、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

2024年の地域別最低賃金改定によって、最高の東京で時給1,163円、長野県では998円、最低額の秋田県では951円となった。長野県と東京都では、時給で165円、年収で344,124円（厚生労働省が示す法定労働時間上限173.8時間で算出）もの格差が生じる。また、現行の地域別最低賃金制度は、人口の一極集中や若者の都市部への流出の要因にもなっている。このように、最低賃金の大幅引き上げとともに、地域間格差をなくす全国一律制度へ法改正を行うことが喫緊の課題となっている。

全国一律制と最低賃金の引き上げを実現するためには、中小企業、小規模事業所への抜本的な支援強化が必要である。政府による財政上・税制上の特別な支援策、大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。

以上の趣旨により、下記項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

1. 全国どこでも人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金について早期に1,500円以上を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げが円滑にでき、経営の継続と雇用を守れるように、中小企業、小規模事業所への支援策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

議会 議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛